

岩手県再犯防止推進計画(素案)

(2021年度～2025年度)

令和2年12月

岩 手 県

目次

第1章 計画の概要

- 1 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 本計画による支援対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 本県における再犯防止を取り巻く状況

- 1 本県における背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 再犯の防止等に関する参考数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 地域再犯防止推進モデル事業の概要・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 事業実施の背景
 - (2) 事業内容
 - (3) 事業実施フロー
 - (4) 実施結果
 - (5) 成果及び課題
 - (6) 今後の取組
- 4 重点課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 施策の展開

- 1 就労・住居の確保
 - (1) 就労の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - <現状と課題>
 - ① 就職に向けた相談・支援等の充実
 - ② 協力雇用主の開拓・支援
 - ③ 関係機関・団体等との連携強化
 - (2) 住居の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - <現状と課題>
 - ① 住居の確保
 - ② 地域社会における定住先の確保

2	保健医療・福祉サービスの利用の促進	
(1)	高齢者又は障がいのある者等への支援	19
	＜現状と課題＞	
	＜国関係機関・団体の具体的施策＞	
	＜県の具体的施策＞	
	① 保健医療・福祉サービスの提供	
	② 関係機関・団体と福祉分野の連携等	
(2)	薬物依存を有する者への支援	22
	＜現状と課題＞	
	＜国関係機関・団体の具体的施策＞	
	＜県の具体的施策＞	
	① 関係機関・団体との連携	
	② 薬物依存に関する広報啓発	
3	学校等と連携した修学支援と非行防止の促進	
(1)	修学支援	26
	＜現状と課題＞	
	＜国関係機関・団体の具体的施策＞	
	＜県の具体的施策＞	
(2)	非行防止の促進	28
	＜現状と課題＞	
	＜国関係機関・団体の具体的施策＞	
	＜県の具体的施策＞	
4	犯罪をした者等の特性に応じた取組	
(1)	特性に応じた指導・支援等の充実	30
	＜現状と課題＞	
	＜国関係機関・団体の具体的施策＞	
	＜県の具体的施策＞	
	① ストーカー加害者に対する指導等	
	② 配偶者等に対する暴力の防止等	
	③ 性犯罪者に対する指導等	

5	国及び市町村、民間団体等との連携による支援	
(1)	国及び市町村、民間団体等との連携	32
	＜現状と課題＞	
	＜国関係機関・団体の具体的施策＞	
	＜県の具体的施策＞	
(2)	広報・啓発活動の推進	34
	＜現状と課題＞	
	＜国関係機関・団体の具体的施策＞	
	＜県の具体的施策＞	

第4章 推進体制

1	関係機関・団体等との連携・協力	36
2	庁内の実施体制	36
3	取組状況の確認と社会情勢の変化への対応	36

第5章 資料

	再犯の防止等の推進に係る法律	37
	再犯防止推進計画〔概要〕	44
	用語説明	45

第1章 計画の概要

1 計画の位置付け

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）第8条第1項に基づき、策定するものです。

再犯防止推進法第4条第2項を基本的な考え方とし、県の再犯防止推進施策の推進に当たっては、本計画の実現に配慮し、市町村や関係機関・団体等に対しては、県と一体的な推進が図られることを期待し、県民に対しては、本県の再犯防止に向けての理念や進むべき方向について、理解と協力を願うものです。

また、本計画は、平成30年度に策定された「いわて県民計画（2019～2028）」の下、「第3期岩手県地域福祉支援計画」、「いわていきいきプラン2020」、「岩手県障がい者プラン」、「いわて青少年育成プラン（2020～2024）」等の他の領域別計画と連携しながら、本県の再犯防止の総合的な推進を図る計画です。

なお、再犯防止の観点に基づく各施策に関して、県の他計画等において対応しているより専門的な事項については、重複を避ける観点から、本計画には詳細を記載していない場合があります。

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月施行）

第四条（国等の責務）

- 1 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第八条（地方再犯防止推進計画）

- 1 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

2 基本理念

県民の幸福を守り育てていく上で、犯罪や非行のない明るい社会づくりは極めて重要であり、たとえ罪を犯しても、誰一人取り残さず、地域社会で孤立することなく再び社会を構成する一員となることができるよう取り組むことが必要です。

こうした考えのもと、本計画では、県民や関係機関・団体等が一体となって、罪を犯した人の社会復帰支援に取り組み、犯罪や非行が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりの実現を目指します。

3 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 本計画による支援対象者

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所、少年院、少年鑑別所等）出所者、非行少年若しくは非行少年であった者等のうち、支援が必要な者を対象とします。

第2章 本県における再犯防止を取り巻く状況

1 本県における背景

「岩手の幸福に関する指標」研究会報告書では、本県は、人や地域などとの「つながり」（ソーシャル・キャピタル）が全国より高く、この「つながり」が高いほど主観的幸福感が高い傾向にあると記されています。

これは、本県に受け継がれている「結（ゆい）」の精神に代表される助け合いや協力し合う結び付きの現れと考えられます。

本県においては、平成21年12月には、北海道・東北で最も早く「岩手県地域生活定着支援センター」を設置し、矯正施設退所後、高齢又は障がいのため自立した生活を営むことが困難な方々に対して、必要な福祉サービスの利用支援等を行い、これらの方々の円滑な社会復帰を支援してきました。

また、平成28年に施行された「再犯防止推進法」において、都道府県及び市町村は、地域の再犯防止施策を実施することが責務とされたことから、この推進のため、国が新たに創設した「地域再犯防止推進モデル事業」に、盛岡市と共に東北でいち早く平成30年度から取り組んできたところです。

罪を犯した人でも、これを償い、社会とつながりを持って再チャレンジできる仕組みがあつてこそ成熟した社会と言えます。

宮澤賢治の「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」という言葉に代表される「人とかかわり」や「地域のつながり」を大切にする本県の強みを生かし、県民や関係機関・団体等と一体となって、罪を犯した人の社会復帰支援に取り組み、様々な課題を、岩手の地で解決していくことが大切です。

2 再犯の防止等に関する参考数値

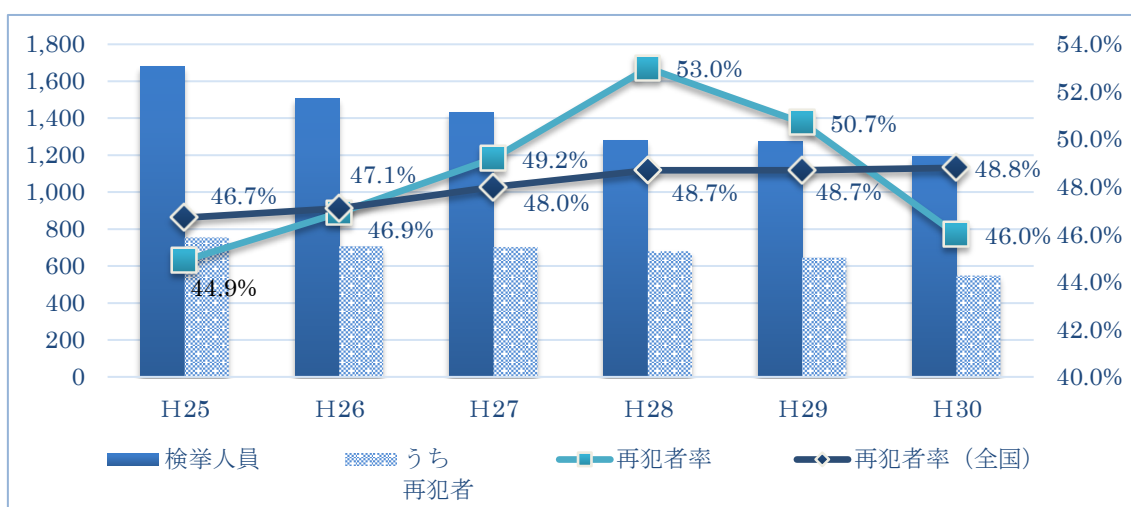
・ 刑法犯検挙者及び再犯者率

本県における刑法犯検挙者数は近年、減少傾向にあり、平成30年には1,193人となっています。

一方、刑法犯検挙者中に占める再犯者数が横ばい傾向にあった、平成27年から平成29年においては、全国よりも再犯者率が高い傾向にありました。

直近の数値である平成30年においては、全国より下回る数値となっていますが、全体の5割近くを再犯者が占めています。

■ 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移



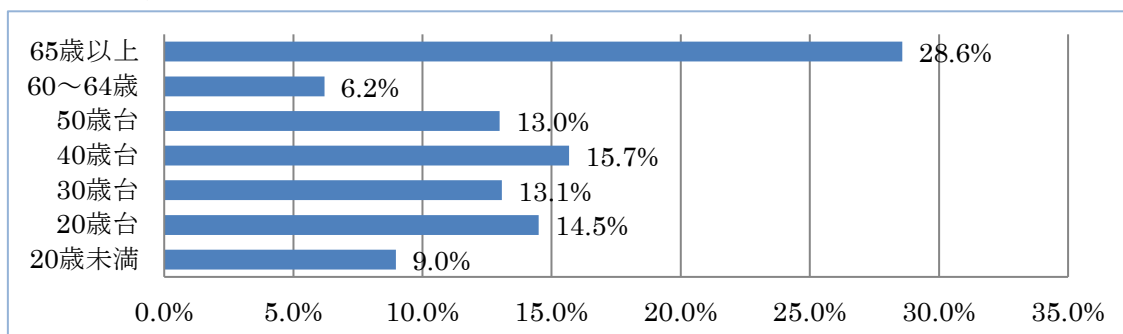
[出典：法務省]

・ 犯行時の年齢・罪種別検挙人員

本県における犯行時の年齢別検挙人員は、65歳以上が全体の約3割を占めており、次に多い40歳代と比較してもその割合には約2倍の差が出ています。

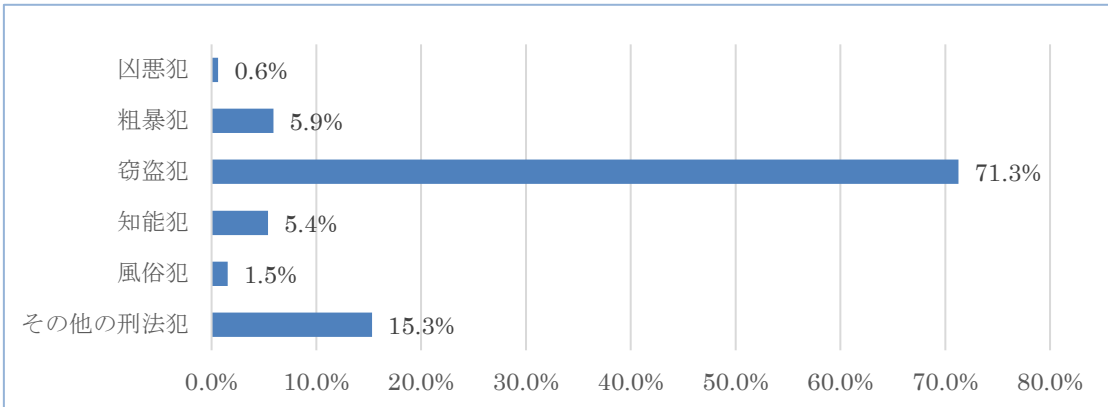
また、罪種別の刑法犯認知件数では窃盗が全体の約7割を占めており、そのうち、万引きの検挙人員は65歳以上が約5割を占めています。

■ 刑法犯検挙人員の状況（犯行時の年齢別）



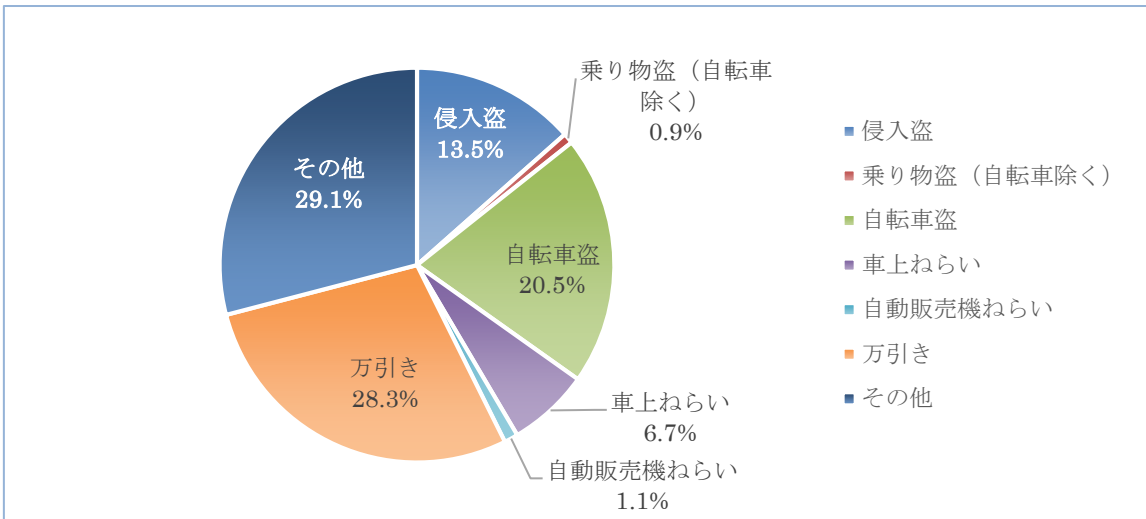
[出典：岩手県犯罪統計書 平成三十年]

■ 刑法犯認知件数（罪種別）



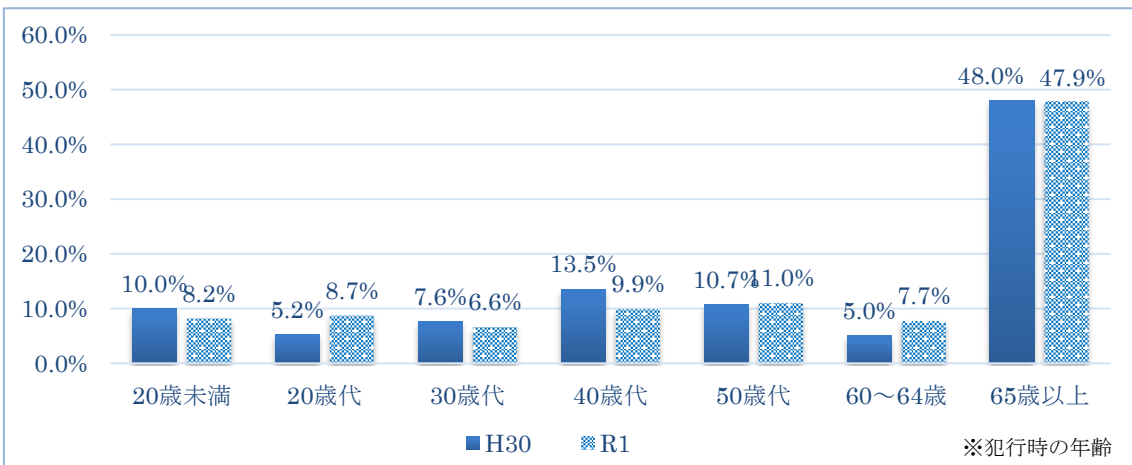
[出典：岩手県犯罪統計書 平成三十年]

■ 刑法犯罪種別認知件数の状況（窃盗犯）



[出典：岩手県犯罪統計書 平成三十年]

■ 窃盗犯の年代別検挙人員の状況（万引き）

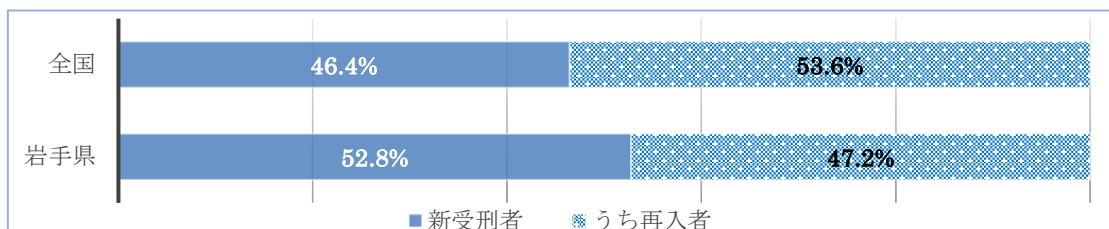


[出典：岩手県犯罪統計書 平成三十年]

・新受刑者中の再入者数

本県における新受刑者のうち、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上である再入者は全体の約5割を占めています。

■新受刑者中の再入者数の状況



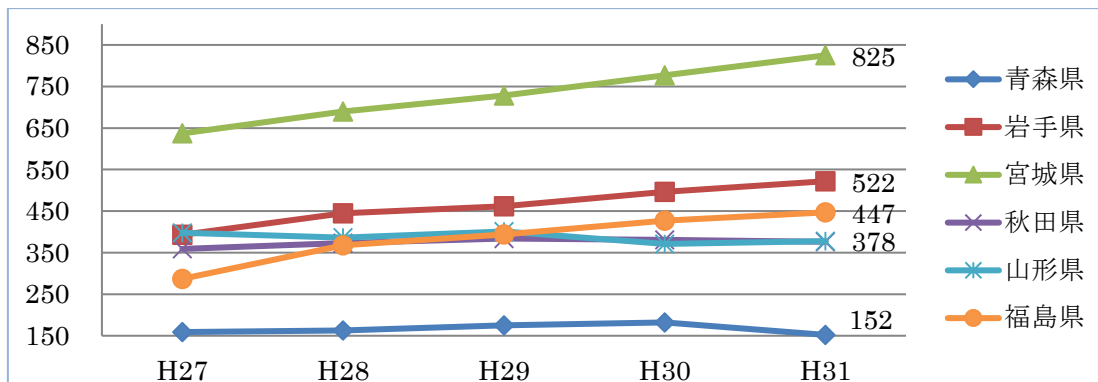
[出典：法務省]

・協力雇用主数

本県における協力雇用主数はR1. 4. 1 現在 522 社となっており、東北では宮城県 (825 社) に次ぐ数であるほか、協力事業主会が県内の全保護区 (14 区) に設置され、全地区でサポート体制が組みられています。

また、入札参加資格審査における優遇措置を導入し、協力雇用主に対する支援を行っています。(導入済地方自治体数 133、うち、H24 以前導入は本県を含む 4 自治体)

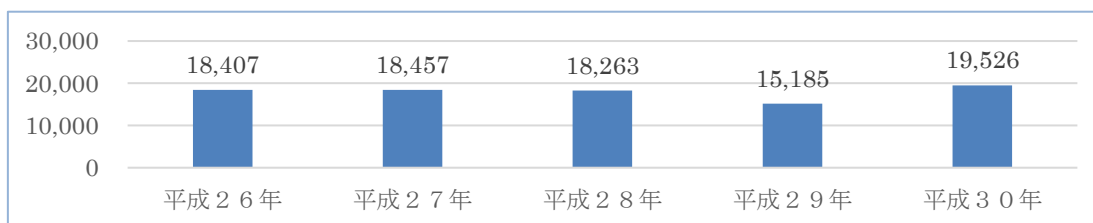
■協力雇用主数の状況



[出典：法務省]

・本県における“社会を明るくする運動”の参加人数は平成30年に19,526人となっており、前年度と比較して増加しています。

■“社会を明るくする運動”行事参加人数

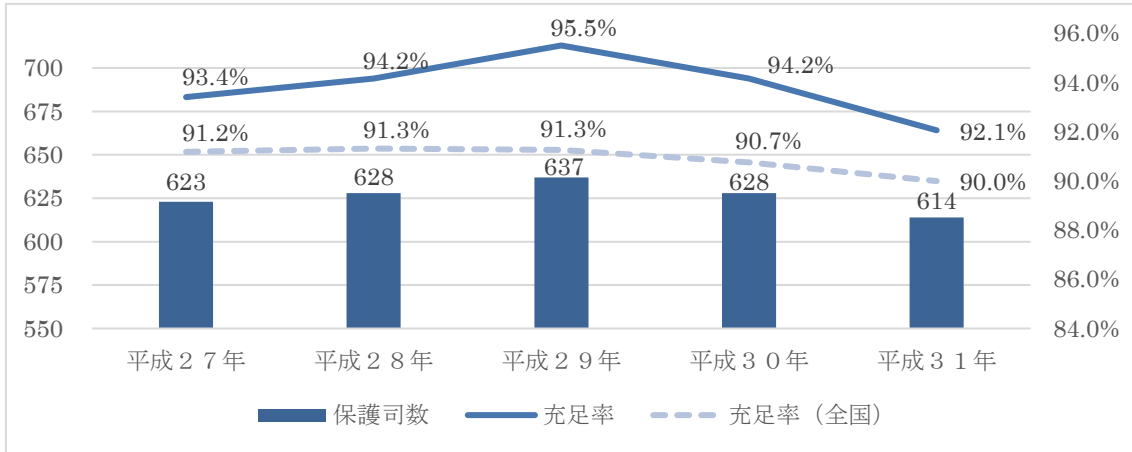


[出典：法務省]

・保護司数

本県における保護司の充足率は、全国を上回る数値となっていますが、平成29年から低下傾向にあるほか、平成31年には667人の定数に対して614人となっているなど、保護司数も減少傾向にあります。

■保護司の状況

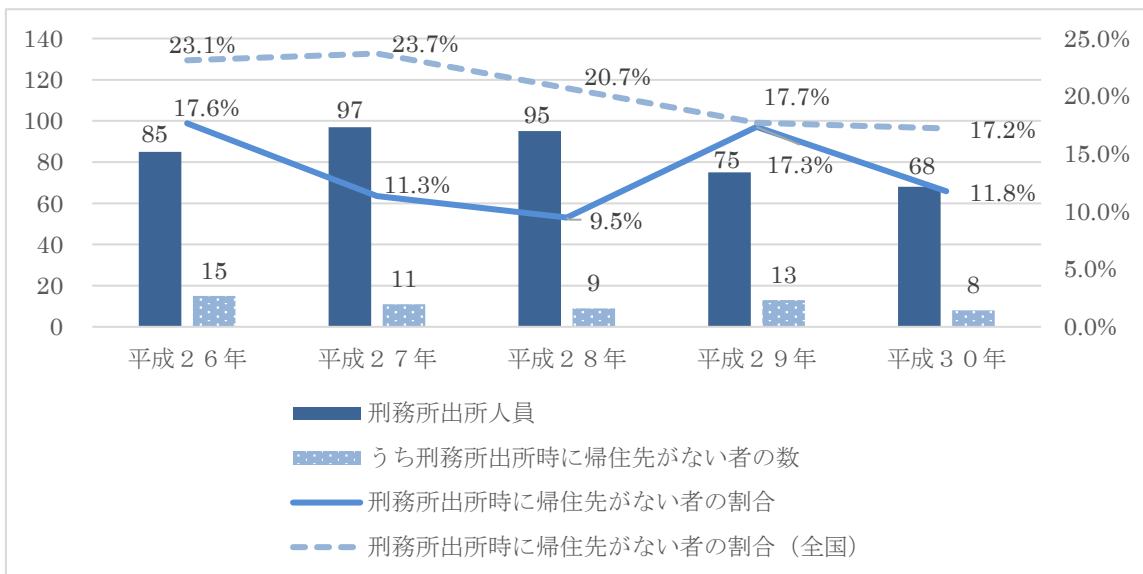


[出典：法務省]

・刑務所出所時の帰宅先確保

本県における刑務所出所時に帰宅先がない者の割合は、全国より下回る数値となっていますが、毎年10人前後の者が帰宅先を確保できないまま出所しています。

■刑務所出所時に帰宅先がない者(※)の状況



※「帰宅先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰宅先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰宅先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。

[出典：法務省]

3 地域再犯防止推進モデル事業の概要

(1) 事業実施の背景

「再犯防止推進法」において、都道府県及び市町村に、再犯防止施策を策定し実施する責務が規定され、平成 29 年 12 月に閣議決定された再犯防止推進計画で、国と地方公共団体が連携して再犯防止の施策に取り組むこととされました。

同年、国において地方公共団体における再犯防止の在り方を実証するためのモデル事業を創設したことから、本県では、当該事業を活用して再犯防止の施策に早期に取り組み、円滑な再犯防止体制の構築を目指すこととしたものです。

(2) 事業内容

平成 30 年度

ア 支援ニーズ等の実態調査

岩手県への帰住を希望する満期釈放予定者（特別調整の対象にならなかった者）に対して、アンケートによる支援ニーズの調査を実施した。

イ 協議会の設置

再犯防止に係る協議会を立ち上げ、モデル事業実施に向けた体制を整備するとともに、県内の再犯防止の在り方について検討した。

平成 31 年度（令和元年度）～令和 2 年度

ア 満期釈放予定者の社会復帰支援

満期釈放となる見込みの者に対して、矯正施設に入所している段階から、出所後の福祉サービス利用等の調整など、円滑な社会復帰のために必要な支援の調整を行った。

イ 入口支援

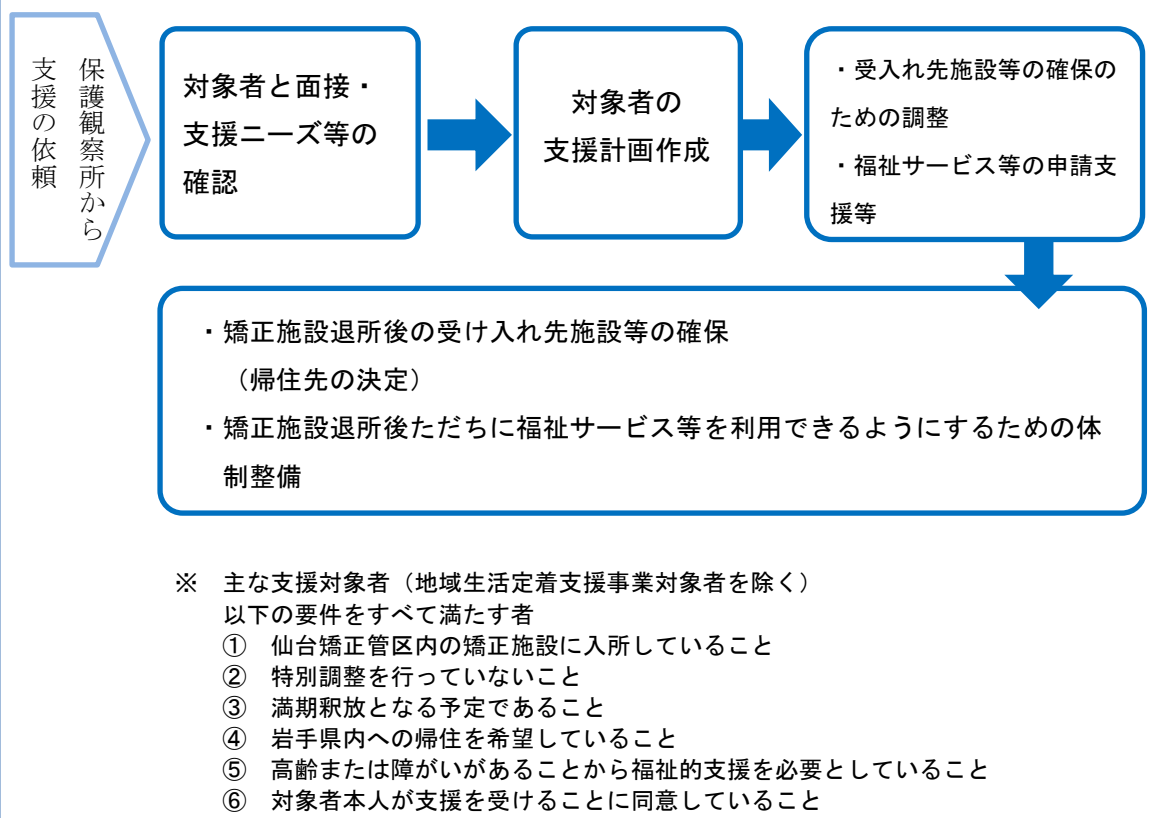
起訴前段階、不起訴処分及び執行猶予となった者のうち、高齢または障がいがあることから福祉的支援を必要とする者に対して、福祉サービス等につなぐための支援を行った。

ウ 再犯防止推進に向けたネットワークの構築（協議会の設置）

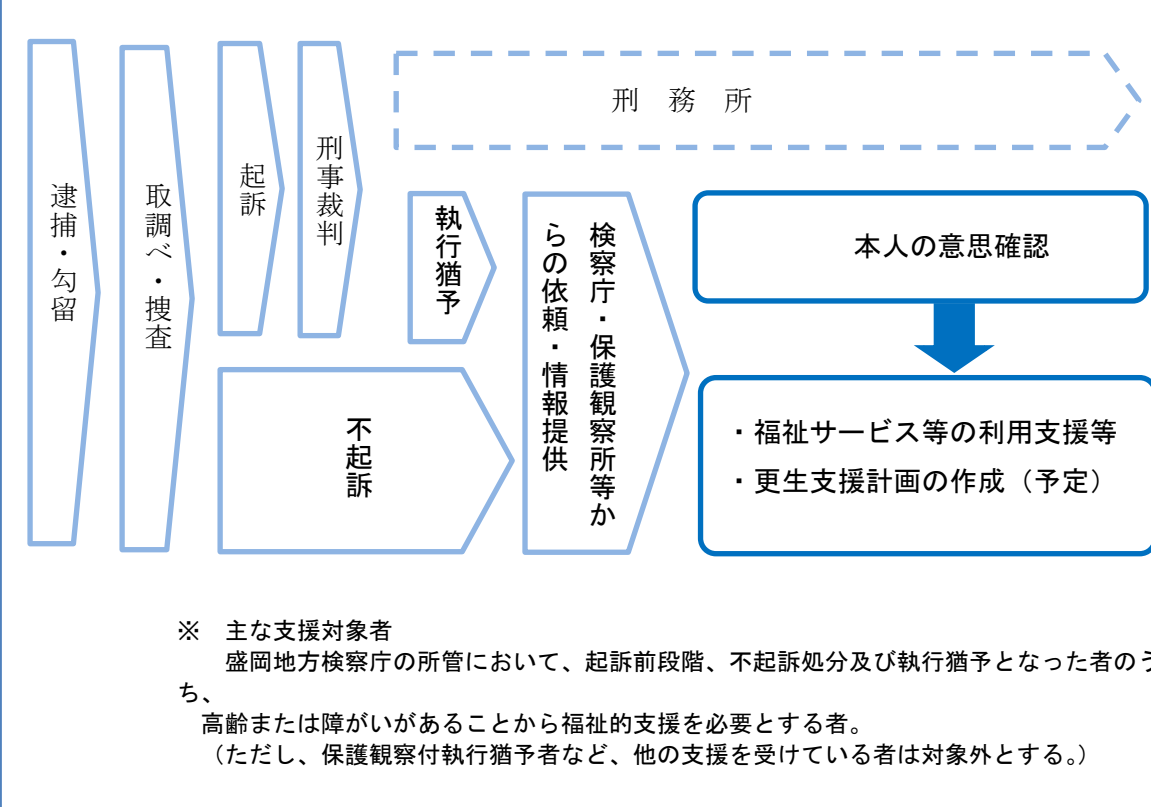
司法・医療・福祉・行政等の各分野における、国と地域の関係機関・団体等が連携した支援体制の構築を目指す。

(3) 事業実施フロー

○満期釈放予定者の社会復帰支援 [出口支援]



○犯罪や非行をした高齢者・障がい者への支援 [入口支援]



(4) 実施結果

ア 支援ニーズ等の実態調査

東北管内の矯正施設等の協力を得ながら、刑期を満了する予定の者のうち、本県への帰住を希望する42名を対象として、退所後の生活について支援ニーズ調査を実施しました。

調査の結果、就業、居場所が見つからないことや生活資金の不足等を退所後の不安な点として挙げた回答が多く見られました。

イ 満期釈放予定者の社会復帰支援（出口支援）

弁護士、検察庁、保護観察所等からの依頼に基づき、満期釈放予定者（特別調整の対象とならなかった者）のうち、高齢又は障害がある福祉的支援の必要な者に対して、矯正施設入所中から退所後の生活環境調整を開始し、円滑に地域社会へ移行できるよう、福祉サービス等につなげるための利用調整を実施しました。

モデル事業による総支援件数は11件（令和1年度：6件、令和2年度：5件）となっています。

<地域再犯防止推進モデル事業における活動指標①>

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	計
満期釈放予定者の社会復帰支援件数	件	目標	-	5	3	8
		実績	-	6	5	11

ウ 起訴猶予者等に対する支援（入口支援）

保護観察所の依頼に基づき、起訴猶予及び執行猶予となった者のうち、高齢又は障害がある福祉的支援の必要な者に対して、更正支援計画の作成や、福祉サービス等につなげるための窓口への同行、申請書類の作成支援などの利用調整を実施するとともに、支援開始以降は随時支援対象者の状況を把握し、状況の変化に応じた福祉サービスにつなげるフォローアップ支援を実施しました。

モデル事業による総支援件数は28件（令和元年度：22件、令和2年度：6件）となっています。

<地域再犯防止推進モデル事業における活動指標②>

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	計
入口支援件数	件	目標	-	9	5	14
		実績	-	22	6	28

(5) 成果及び課題

司法と福祉の制度の狭間で支援対象となりづらかった者をモデル事業の対象者としたことにより、これまで把握されづらかった支援ニーズの把握や、事業を通じて関係機関等と協力し、支援事例を積み上げたことによる連携体制の構築が図られました。

その一方で、触法者であることにより、福祉的支援に繋げることが困難であることや、成育歴、家族状況、障がい・病歴、犯歴、就労・経済状況、逮捕前・逮捕後の生活状況など基本情報などが不足していることが多く、具体的な支援策が曖昧のまま地域生活に移行する場合があります。

また、罪を犯した者等の更正には、司法機関や更生保護関係団体との連携した支援が必要です。

(6) 今後の取組

触法者であることが福祉的支援への壁とならないよう、障がい特性やリスクマネジメント等についての理解が必要であることから、今後、岩手県地域生活定着支援センター等と連携し、研修会等の機会を捉えて関係者の理解促進を行うほか、支援対象者に対する基本情報の取得方法等についても、引き続き検討を行っていきます。

また、更生保護関係団体等が行う活動の理解促進や支援を行っていきます。

4 重点課題

再犯防止推進法第3条に掲げられた「基本理念」を踏まえつつ、地域再犯防止推進モデル事業における事業結果や統計調査等から見られる本県の実情を踏まえ、再犯防止の総合的な推進のために、今後取り組むべき施策の重点項目として、以下の5項目を設定しました。

- (1) 就労・住居の確保
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- (3) 学校等と連携した修学支援と非行防止の促進
- (4) 犯罪をした者等の特性に応じた取組
- (5) 国及び市町村、民間団体等との連携による支援

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月施行）

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰することが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

5 数値目標

本計画の基本理念に基づき、県民や関係機関・団体等が一体となって、罪を犯した人の社会復帰支援に取り組むことにより、刑法犯検挙者中の再犯者数の抑止状況を示す指標として以下のとおり設定し、安全・安心に暮らせるまちづくりの実現に向けて施策の推進を図ります。

〔参考指標〕

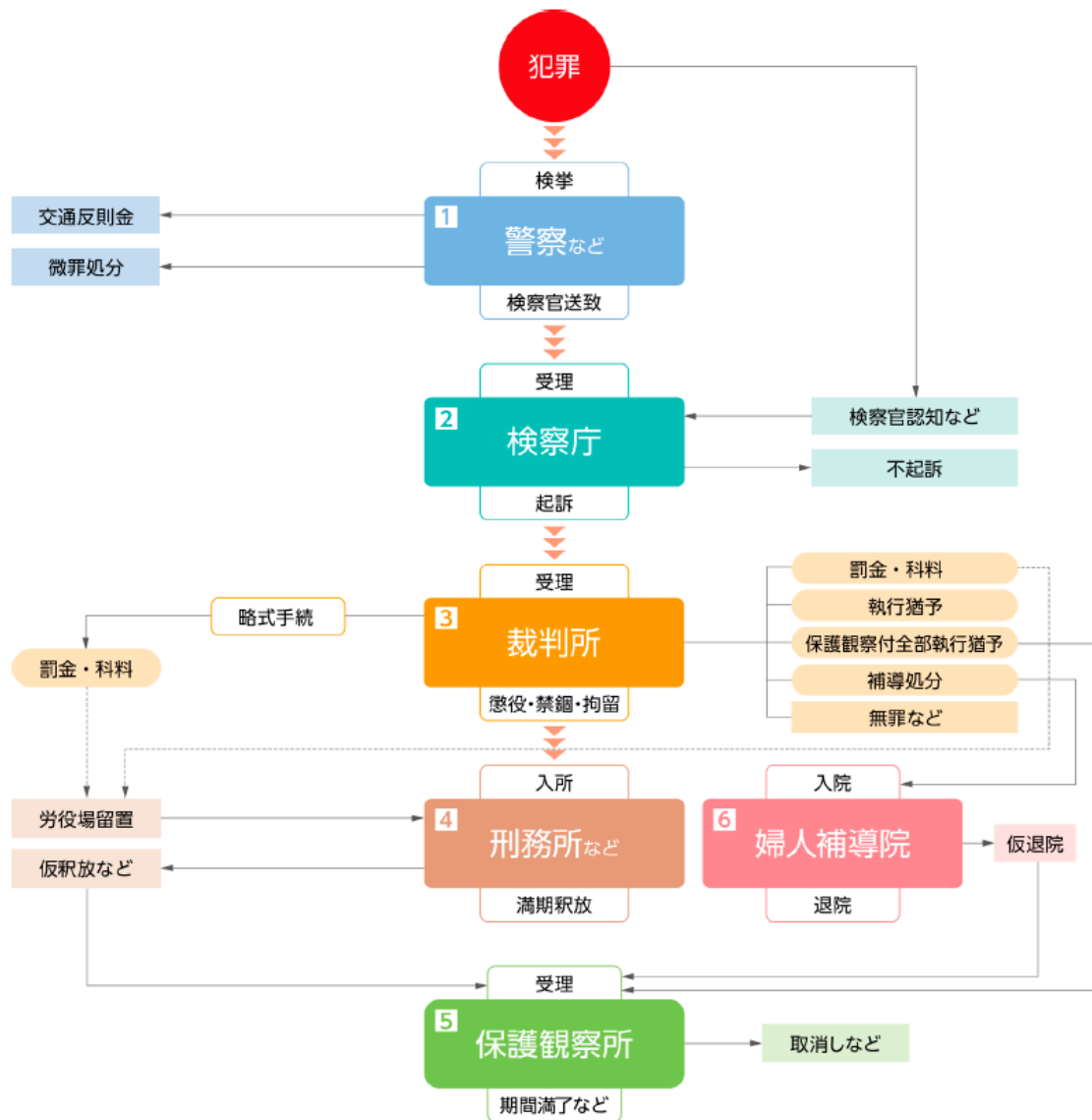
県内の刑法犯検挙者中の再犯者数 645 人（現状値 H29）

※いわて県民計画（2019～2028）第1期アクションプラン指標値

〔目標値〕

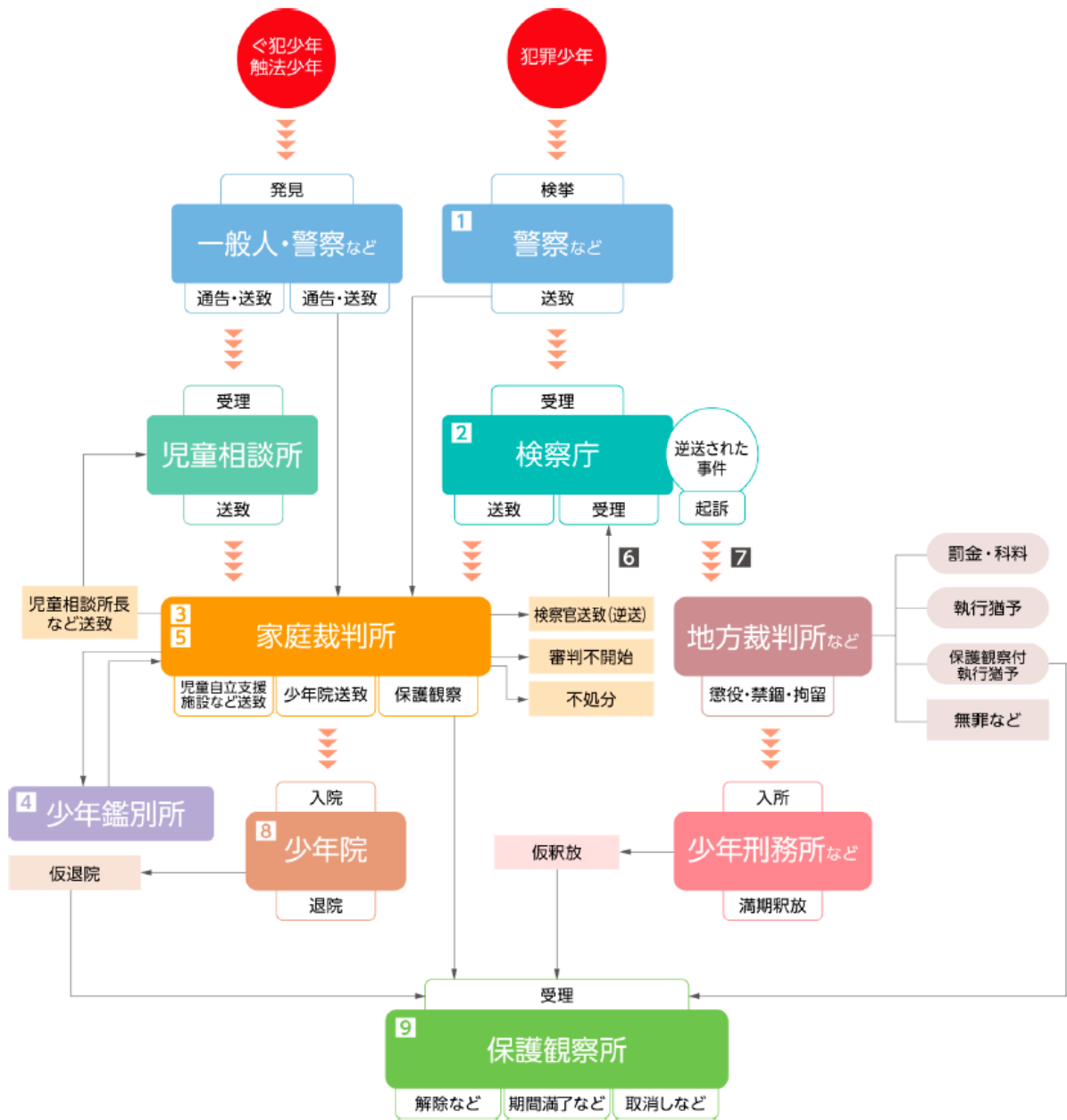
令和7年の県内の刑法犯検挙者中の再犯者数 456 人

(参考1) 成人による刑事事件の流れ



[出典：令和元年度再犯防止推進白書]

(参考2) 非行少年による刑事事件の流れ



[出典：令和元年度再犯防止推進白書]

第3章 施策の展開

1 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

【現状と課題】

不安定な就労が再犯リスクとなっていることは、国の計画でも明らかになっており、再犯防止に向けては、就労を確保し、生活基盤を安定させることが重要です。

国においては、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練・指導の実施、矯正施設、保護観察所及びハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、刑務所出所者等を自立及び社会復帰に協力することを目的として雇用する協力雇用主の開拓・拡大、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、国による保護観察対象者の直接雇用等の様々な施策が実施されています。

県内では522社の協力雇用主が登録（令和元年4月1日現在）されており、近年増加傾向にありますが、犯罪をした者等を雇用した場合の経済的負担やトラブル等が発生するリスクを考えて、実際に雇用することに不安を感じる協力雇用主も少なくないことや、協力雇用主としての活動について、従業員や取引先あるいは地域住民からの理解を得られないこともあるために、実際に雇用している協力雇用主は、一部にとどまっています。

また、雇用した場合であっても、社会人としての基礎的な態度が身に付いていなかったりすることで、働く中で様々な問題が発生してしまう者も少なくありません。

こうしたことから、協力雇用主の確保及び支援、就労後の定着が課題となっています。

【国関係機関・団体の具体的施策】

- ・ 刑務所被収容者等が釈放後の速やかな就職活動につながるよう、矯正施設、ハローワーク、就労支援事業所と連携し、矯正施設入所中から希望職種等を把握し調整するなどの支援を実施します。

（盛岡保護観察所）

- ・ 保護観察対象者等の求職活動を後押しするため、研修会等を通じた情報提供や「就労職場定着奨励金」等の各種制度の利用促進を図っています。

（盛岡保護観察所）

- ・ 非行・犯罪歴のある者等を雇用した事業主の依頼を受けて、対象者の特性やニーズを把握するためのアセスメントを行い、問題行動の分析や対応についての相談・助言を実施します。

（盛岡少年鑑別支所・法務少年支援センターいわて）

- ・ 在院者に対する各種職業指導を実施しているほか、盛岡保護観察所及びハローワークと連携した就労支援を実施します。

(盛岡少年院)

【県の具体的施策】

① 就職に向けた相談・支援等の充実

- ・ 直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図られるよう、生活訓練や社会訓練を実施することにより、就労に向けた準備としての基礎能力の形成と自立を支援します。

<就労準備支援事業費（生活困窮者自立支援制度）>（地域福祉課）

- ・ 生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行うことで最低限度の生活を保障するとともに、自立助長を図ります。

<生活保護制度>（地域福祉課）

- ・ ジョブカフェいわて等を拠点として、キャリアカウンセリングや研修等により若者等の就職活動や職場定着を支援します。

<ジョブカフェいわて管理運営事業費>（定住推進・雇用労働室）

- ・ 障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施します。

<障害者就業・生活支援センター事業費>（障がい保健福祉課）

- ・ 学校・ハローワーク・企業等と連携しながら、就業支援員等による学校や企業訪問・相談を通じて、高校生の就職を支援するとともに、就職後も定着できるよう支援します。

<就業支援推進事業費>（定住推進・雇用労働室）

② 協力雇用主の開拓・支援

- ・ 協力雇用主に対する入札優遇措置

保護観察所に登録した協力雇用主として、刑務所出所者等の雇用をしている事業主に対し、県独自の評価として技術等評価点数の加算を行います。

(建築住宅課)

- ・ コレワーク東北（仙台矯正管区矯正就労支援情報センター）の紹介等により、雇用の場の確保や雇用主へのフォローを支援します。（定住推進・雇用労働室）

③ 関係機関・団体等との連携強化

- ・ 障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施します。
＜障害者就業・生活支援センター事業費＞（障がい保健福祉課）（再掲）
- ・ 岩手労働局、県、盛岡市で県内経済7団体に対して要請活動を行っており、その中の項目の一つとして、「多様な人材の雇用の場の確保」を要請することにより支援します。
（定住推進・雇用労働室）
- ・ 県立職業能力開発施設において、就職のために必要な知識や技能の習得に向けた職業訓練を実施し、早期の就労に結び付けるための支援を行います。
＜離職者等再就職訓練事業＞（定住推進・雇用労働室）
- ・ 盛岡保護観察所が主催する「刑務所出所者等支援定着連絡協議会」に参画し、刑務所出所者等への定着支援に向けた関係機関・団体との連携を図ります。（地域福祉課）

国・更生保護関係団体の取組

※掲載内容については、別途調整予定。

(2) 住居の確保

【現状と課題】

本県においては、2018年に刑事施設を出所した者のうち、約12%が帰住先を確保できずに出所しています。

刑務所に再入所した者の中には、前回出所時に適当な帰住先がないまま出所し、極めて不安定な状況で生活する中で再犯に至っている者が多くいることが分かっています。

そのため、適当な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るために必要不可欠なものであり、再犯防止を図る上でも重要です。

しかしながら、社会環境の変化から、出所者のうち親族のもとへ帰住できる割合は減少傾向にあり、一時的な住居を必要とする者が多く存在しています。

国においては、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実や、親族等のもとへ帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設の受入機能の強化、自立準備ホームの確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組が実施されているところです。

また、近年は、入所者における薬物依存者や高齢者又は障がいのある人の増加により、出所者等の抱える問題が複雑・困難化しており、更生保護施設には、住居を提供するだけでなく、社会復帰に向けた様々な支援を行う役割が求められているほか、更生保護施設に入所した多くの出所者等が、更生保護施設退所後も、これまでの経歴を秘匿せずに相談できる拠り所として、更生保護施設に支援を求めている状況にあります。

しかしながら、更生保護施設や自立準備ホームは、あくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等の退所後は、地域に生活基盤を確保する必要があります。

一方で、出所者等は身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できないケースなどにより、適当な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯に至る者が存在することなどが課題となっています。

【国関係機関・団体の具体的施策】

- 更生保護施設以外の一時的な生活の場として、社会福祉法人やNPO法人などが運営する自立準備ホームを確保し、犯罪をした者等の特性に応じて適切な自立準備ホームに委託して支援等を実施するほか、寮が完備されている協力雇用主に対し、就労と住居の一体的な提供に向けた支援を行います。

(盛岡保護観察所)

【県の具体的施策】

① 住居の確保

社会福祉施設等に対する会議などの場において、自立準備ホームの制度周知を図ることにより、保護観察所が取り組む多様な自立準備ホームの確保に協力します。

(地域福祉課)

② 地域社会における定住先の確保

矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がい者に関して、地域生活定着支援センターが実施する社会福祉施設への入所調整やアパート等への入居調整に協力します。

<地域生活定着支援事業>（地域福祉課）

- ・ 住宅セーフティネット制度について、賃貸住宅所有者及び宅地建物取引業者等に周知を図り、セーフティネット住宅の登録を促進します。（建築住宅課）
- ・ 居住支援協議会の活動を通じて保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。（建築住宅課）
- ・ 離職又はやむを得ない休業等により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって収入・資産等の要件に該当する者に対して、有期で家賃相当額を支給し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援をします。

<住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）>（地域福祉課）

国・更生保護関係団体の取組

※掲載内容については、別途調整予定。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援

【現状と課題】

本県における2018年の犯行時の年齢別検挙人員は、65歳以上が28.6%を占め、次に多い40歳代(15.7%)と比較しても、その割合に約2倍の差が見られています。

また、平成30年版犯罪白書によると、全国の65歳以上の受刑者の6人に1人は「認知症疑い」の状況であり、福祉的支援を必要としている者が多くいることが見受けられます。

国においては、矯正施設出所者等に対する支援の一つとして、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障がいのある者等が、矯正施設出所後に、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設や保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関が連携して必要な調整を行う取組(特別調整)を実施してきました。

しかしながら、福祉的支援が必要であるにも関わらず、制度の狭間にあって保健医療・福祉サービスにつながらない者への支援が不足していることや、社会福祉施設等が犯罪をした者等を受け入れるためには相応の負担が掛かる一方、社会福祉施設等を支援する取組が不足していることなどの課題があります。

【国関係機関・団体の具体的施策】

- ・ 更生保護施設において、高齢者や障がいのある者等を受け入れ、関係機関と連携を図りながら、福祉サービスの調整等を行うほか、特別調整により岩手県地域生活定着支援センターと連携した支援を行います。

(盛岡保護観察所)

【県の具体的施策】

① 保健医療・福祉サービスの提供

- ・ 高齢者からの相談窓口を設置し、相談を広く受け付けて対応します。
＜高齢者総合支援センター運営事業費＞(長寿社会課)
- ・ 認知症疾患医療センターを設置し、地域における専門医療相談及び専門診断体制の整備等に取り組みます。
＜認知症対策等総合支援事業＞(長寿社会課)
- ・ 矯正施設を退所した発達上の困難を抱える方が、地域において必要な支援を受けることができるよう、岩手県発達障がい者支援センターでは、岩手県地域定着支援センターや市町村が行う相談支援に協力して取り組みます。
＜療育センター管理運営費＞(障がい保健福祉課)

- ・ 高齢又は障がい有するため、矯正施設退所後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行うほか、起訴猶予者等の社会復帰支援についても、地域社会における理解を促進するため、円滑な調整・支援等に向けた活動の支援を行います。

＜地域生活定着支援事業費＞（地域福祉課）

- ・ 生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体に設置された生活困窮者への相談支援を行う窓口において各種任意事業と併せて包括的な支援を行います。

＜生活困窮者自立支援事業費（生活困窮者自立支援制度）＞（地域福祉課）

② 関係機関・団体等との連携等

- ・ 地域包括支援センター職員の資質向上を図るため、研修の実施及び充実により、地域包括支援センターの対応能力の向上を図ります。

＜高齢者総合支援センター運営事業費＞（長寿社会課）

- ・ かかりつけ医や歯科医、看護職員等を対象とした研修の実施により、認知症患者への対応能力の向上を図ります。

＜認知症対策等総合支援事業＞（長寿社会課）

- ・ 岩手県精神保健福祉センターにおいて、精神疾患やひきこもり等などの相談に応じる「こころの相談電話・面接相談」を実施します。

（障がい保健福祉課）

- ・ 矯正施設を退所した精神障がいがある方々が、地域において必要な支援を受けながら安心して自分らしい生活を送ることができるよう、関係機関が連携を図りながら、精神保健福祉に携わる者等が精神疾患の基礎知識や相談対応の方法等を学ぶ研修を実施します。

＜精神障がい者地域移行支援特別対策事業費＞

＜福祉総合センター管理運営費（旧精神保健福祉センター管理運営費）＞

（障がい保健福祉課）

国・更生保護関係団体の取組

※掲載内容については、別途調整予定。

(2) 薬物依存を有する者への支援

【現状と課題】

全国では、薬物事犯の検挙人員が毎年1万人を超えており、特に大麻事犯については、検挙者数及び30歳未満の検挙人員が6年連続で増加し、過去最多を更新しています。

本県においても、薬物事犯の検挙者数は平成29年から増加傾向にあるほか、令和元年に大麻事犯で検挙された人員のうち、約7割が30歳未満となっています。

警察庁が令和元年度に行った調査によると、若年層は友人・知人等から誘われるなど、周囲の環境に流されて大麻に手を出す傾向がうかがわれることが判明しています。

このことから、青少年に向けた大麻を始めとする薬物乱用防止に係る広報啓発活動を一層強化し、正しい知識を普及することが重要です。

また、平成31年・令和元年の覚醒剤事犯の検挙者における全国の再犯者の割合は6割を超え、再乱用防止対策の強化が喫緊の課題となっています。

国においては、矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムを開発して実施しており、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の作成、地域において薬物依存症治療の拠点となる医療機関の整備等の施策に取り組むとともに、薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療、回復支援施設や民間団体等による支援等を一貫して行うための体制を整備しています。

薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を促し、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に行うことが重要です。

併せて、薬物などの依存症は、家族が薬物事犯本人との関係に疲弊していることが少なくないことから、家族に対する情報提供や相談支援を充実していくことが必要です。

【国関係機関・団体の具体的施策】

- ・ 薬物の問題を抱える保護観察対象者で、要件に該当する者に対して、認知行動療法を理論的基盤としたプログラムを実施しているほか、薬物検出検査の実施により、断薬意思の維持や向上を図ります。

(盛岡保護観察所)

- ・ 自助グループ等の関係機関と連携し、薬物依存を有する者の家族への支援を実施しているほか、地域支援連絡協議会において、薬物依存のある保護観察対象者への地域支援の方策について検討します。

(盛岡保護観察所)

【県の具体的施策】

① 関係機関・団体との連携

- ・ 岩手県薬物乱用対策推進本部を設置し、各関係機関・団体の情報交換等による連携の充実・強化を図り、薬物乱用防止対策を推進します。
＜麻薬・覚せい剤等取締費＞（健康国保課）
- ・ 地域住民からの覚醒剤等薬物に関する相談に応じるため、県内9保健所に窓口を設置します。
＜麻薬・覚せい剤等取締費＞（健康国保課）
- ・ 生涯にわたって健康的な生活を送るために必要な力を育成するため、生活習慣病やゲートウェイドラッグと言われる喫煙・飲酒を含めた薬物乱用等、健康に関する問題を防止するための講習会等、健康の保持増進への理解を深める取組を実施します。
＜指導運営費（学校保健、安全関係講習会）＞（教育委員会保健体育課）
- ・ 取締りを通じた、違法薬物の流通阻止、密売組織や末端乱用者の検挙を推進します。
（岩手県警察本部）
- ・ 空港、港湾における、関係機関と連携した薬物密輸入の水際対策を推進します。
（岩手県警察本部）
- ・ 薬物犯罪で検挙された者のうち、執行猶予判決が見込まれる者に対する再乱用防止に向けた相談窓口を教示します（麻薬取締部からの協力要請に基づくもの）。
（岩手県警察本部）
- ・ 精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症に関する相談支援や回復支援プログラムを実施するとともに、薬物依存症である者の家族が、依存症についての正しい知識と対処法を習得するための家族教室を開催します。
＜福祉総合センター管理運営費（旧精神保健福祉センター管理運営費）＞
（障がい保健福祉課）

② 薬物依存に関する広報啓発

- ・ 地域に根ざした薬物乱用防止活動を実施するために設置した薬物乱用防止指導員を活用し、各種会合等での啓発活動を実施します。
＜麻薬・覚せい剤等取締費＞（健康国保課）
- ・ （一社）岩手県薬剤師会への委託により、一般県民を対象とした医薬品等の適正使用や薬物乱用に関する啓発講座を実施します。
＜薬事監視指導取締費＞（健康国保課）
- ・ 生涯にわたって健康的な生活を送るために必要な力を育成するため、生活習慣病やゲートウェイドラッグと言われる喫煙・飲酒を含めた薬物乱用等、健康に関する問題を防止するための講習会等、健康の保持増進への理解を深める取組を実施します。
＜指導運営費（学校保健、安全関係講習会）＞（教育委員会保健体育課）（再掲）
- ・ 警察官等を小・中・高・短大や地域の諸行事に派遣し、薬物乱用防止に関する広報を実施します。
（岩手県警察本部）
- ・ 専用ダイヤル（＃9110）等による24時間体制での相談受付を実施します。
（岩手県警察本部）
- ・ テレビ・ラジオ等広報媒体による広報活動を実施します。
（岩手県警察本部）
- ・ ポスター・交番駐在所発行のミニ広報紙による広報啓発活動を実施します。
（岩手県警察本部）
- ・ 職員を小・中・高等学校に派遣し、教育機関や県薬剤師会と合同で薬物乱用防止教室を開催して、薬物乱用防止に対する規範意識の向上を図ります。
（岩手県警察本部）

国・更生保護関係団体の取組

※掲載内容については、別途調整予定。

3 学校等と連携した修学支援と非行防止の促進

(1) 修学支援

【現状と課題】

全国では、中学校卒業後、ほとんどの者が高等学校等に進学する状況にありますが、その一方で、平成28年度の少年院入院者の28.9%、入所受刑者の37.4%が、中学校卒業後に高等学校に進学していません。

また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多いことが判明しています。

本県においても、令和元年度における少年鑑別支所入所人員の35.0%が高等学校を中退しており、高等学校在学中の者を含めると65.0%にのぼります。

国においては、高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援を実施するとともに、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS会等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきました。

しかしながら、社会内において学習支援を受けられる機会が少ないことや、矯正施設に入所していた場合には社会復帰後の生活環境の変動等が大きいこと等により、実際には、学習の継続が困難となる者が存在します。

社会における適当な居場所や公的な支援へのつながりにくさといった課題を抱える非行少年等が、退学等により社会での適当な居場所を失い、必要な支援からも遠ざかってしまうことがないよう、関係機関等が連携して対応することが必要です。

【国関係機関・団体の具体的施策】

- ・ 復学が見込まれる少年院在院者の生活環境調整において、保護観察官や保護司が学校と調整し、復学に向けて支援を行うほか、保護司と児童生徒が非行について考える交流会を実施します。

(盛岡保護観察所・岩手県保護司会連合会)

【県の具体的施策】

- ・ 支援が必要な子ども・家庭に対しては、市町村要保護児童対策地域協議会による支援を中心とし、適宜、児童相談所による専門的な指導、相談支援等を実施します。

<児童相談所管理運営費> (子ども子育て支援室)

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等により、教育相談を実施します。
 - <児童生徒健全育成推進費（スクールカウンセラー等配置事業費）>
 - <児童生徒健全育成推進費（スクールソーシャルワーカー（SSW）配置事業費）>
 - <児童生徒健全育成推進費（学校不応適総合対策事業費）>
 - <児童生徒健全育成推進費（24時間いじめ相談ダイヤル事業費）>
 - （教育委員会学校調整課）
 - <特別支援教育推進事業費（特別支援学校スクールカウンセラー配置事業費）>
 - （教育委員会学校教育課）

- ・ 少年サポートセンターにおいて、電話相談及びメール相談を受け付けるほか、専用ダイヤルにより、24時間体制で警察安全相談を受け付けます。
 - <防犯、少年非行防止事業>（岩手県警察本部）

- ・ 安心して教育を受けられるよう、一定所得未満となる世帯への授業料を免除する高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、低所得世帯における授業料以外の教育費負担を軽減する奨学のための給付金支給事業（※1）を実施します。
 - また、新たに高等学校等専攻科における低所得世帯への授業料等負担軽減事業を実施します。
 - <定時制通信教育運営費>
 - <定時制、通信制修学資金貸付金>
 - <公立高等学校等就学支援金交付事業費>
 - <奨学のための給付金支給事業費>
 - <学び直しへの支援事業費>
 - <専攻科等修学支援事業費>
 - （教育委員会学校教育企画室）

国・更生保護関係団体の取組

※掲載内容については、別途調整予定。

(2) 非行防止の促進

【現状と課題】

本県における刑法犯少年は減少傾向にあるものの、再犯者率の上昇や刑法犯少年に占める小・中学生の割合は5割を超えており、規範意識の低下等が懸念されています。

非行の原因・理由としては、少年自身の規範意識・コミュニケーション能力の低下や、これまで規範意識の醸成を担ってきた家庭・地域の教育機能の低下等が挙げられているところですが、その原因としては、近年の都市化、核家族化、少子化、地縁的つながりの希薄化など、家庭や家庭を取り巻く社会的状況の変化が考えられます。

こうした背景を踏まえ、青少年の健全育成のために家庭が果たす役割を改めて認識し、人間性や人格の基礎を養う家庭教育の充実を図る必要があります。

国においては、児童生徒に対する法教育、心理的支援や保護者、学校関係者に対する適切な教育・指導等に資する助言等を実施するとともに、BBS会等の民間ボランティアの協力による非行少年の立ち直りの支援や非行防止活動等を実施しています。

将来を担う少年たちの健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、非行を繰り返さないよう支援することが重要です。

【国関係機関・団体の具体的施策】

- ・ 非行防止や子育て支援のため、更生保護女性の会によるミニ集会の開催や、BBSによる非行防止活動保護観察中の少年を対象としたともだち活動、学習ボランティア活動等の非行防止活動を実施します。

(盛岡保護観察所・岩手県更生保護女性連盟・岩手県BBS連盟)

- ・ 本人や保護者等を支援する関係機関からの依頼を受けて、対象者の特性やニーズを把握するためのアセスメントを行い、事例検討会(ケース会議)等の場において、再発防止に向けての相談・助言、問題行動の分析や指導方法の提案等を行います。

(盛岡少年鑑別支所・法務少年支援センターいわて)

【県の具体的施策】

- ・ 国が実施する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と呼応した「青少年の非行・被害防止県民運動」により、「青少年は地域から育む」との観点で、家庭や学校、職場、地域住民等による青少年の健全育成のための諸活動を有機的に連携させ、これらを集中的に実施することにより、青少年の非行・被害防止の徹底を図ります。

(若者女性協働推進室)

- ・ 「青少年を非行・被害から守る県民大会」の開催により、県内各地で青少年育成に取り組む関係機関・関係者が一堂に会し、取組への決意を新たにするとともに、青少年への理解を更に深め、非行・被害防止活動を推進します。
(若者女性協働推進室)
- ※ “社会を明るくする運動” 岩手県推進委員会（事務局：盛岡保護観察所）が共催して開催しているもの。
- ・ 少年サポートセンターにおける助言指導、少年サポート隊による問題を抱える少年の居場所づくりを推進します。
＜「非行少年を生まない社会づくり」推進事業＞（岩手県警察本部）
- ・ 嘱託精神科医と連携し、個々の少年の特性に応じた支援を行います。
＜「非行少年を生まない社会づくり」推進事業＞（岩手県警察本部）
- ・ サポートチーム運営協議会を開催し、関係機関との連携を強化します。
＜「非行少年を生まない社会づくり」推進事業＞（岩手県警察本部）
- ・ 児童相談所において、ぐ犯・触法少年に対する適切な指導、相談支援を実施し、更なる非行、犯罪行為の防止に努めます。
＜児童相談所管理運営費＞（子ども子育て支援室）
- ・ 少年サポートセンターにおいて、電話相談及びメール相談を受け付けるほか、専用ダイヤルにより、24時間体制で警察安全相談を受け付けます。
＜防犯、少年非行防止事業＞（岩手県警察本部）（再掲）
- ・ 学校、警察、地域若者サポートステーション、矯正・保護施設等の関係機関が連携しながら、非行から立ち直ろうとする青少年に対し、ニーズに応じた支援をします。
(若者女性協働推進室)

国・更生保護関係団体の取組

※掲載内容については、別途調整予定。

4 犯罪をした者等の特性に応じた取組

(1) 特性に応じた指導・支援等の充実

【現状と課題】

本県における 2017 年度の配偶者暴力相談支援センター12 箇所の相談件数は 1,780 件で、配偶者等からの暴力の問題が顕在化しており、子ども・女性への声かけ、つきまといななどの事案も依然として高水準で推移しているほか、ストーカー規制法に基づく禁止命令は 2019 年において法施行後最多となるなど、その減少に向けた取組が必要となっています。

国においては、性犯罪者等再犯リスクが高い者、被虐待体験等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等を実施しています。

再犯防止のための取組を効果的に行うためには、対象者一人ひとりが有する様々な特性を十分に把握した上で、適切な指導・支援等を選択し、一貫性を持って継続的に指導・支援を行うことが重要であり、そのためには、刑事司法関係機関、民間支援団体、地方公共団体など、各関係機関が保有する対象者の情報等を適切に提供・共有することが必要となっています。

【国関係機関・団体の具体的施策】

- ・ 保護観察対象者の特性に応じて、処遇性犯罪者、暴力団関係者等に類型化し、専門的処遇プログラムを実施する等、その特性に応じた指導や支援を実施します。

(盛岡保護観察所)

- ・ 犯罪被害者等の申出に応じて、犯罪被害者等から被害に関する心情等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度（心情等伝達制度）により、犯罪者に対して犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等を実施します。

(盛岡保護観察所)

- ・ 本人や保護者等を支援する関係機関からの依頼を受けて、対象者の特性やニーズを把握するためのアセスメントを行い、再発防止に向けて相談・助言、問題行動の分析や指導方法の提案、事例検討会（ケース会議）への参加等を行います。

(盛岡少年鑑別支所・法務少年支援センターいわて) (再掲)

- ・ 中学校在学中で高校進学希望者に対する在籍中学校との進学情報交換等の連携のほか、高校進学及び復学希望者に対する修学支援情報の提供を実施します。

また、本人の非行歴、行動等の問題傾向の特性に応じた、家族、暴力、薬物、性非行等に類型した指導プログラムを実施します。

(盛岡少年院)

【県の具体的施策】

① ストーカー加害者に対する指導等

- ・ 反復してストーカー行為に及ぶおそれのある加害者への禁止命令のほか、ストーカー加害者に対する地域精神科医療との連携を図ります。

(岩手県警察本部)

- ・ 学校や地域、職場等を単位とした防犯教室等の機会を捉え、ストーカーの被害者にも加害者にもならないための教育・啓発を実施します。

(岩手県警察本部)

② 配偶者等に対する暴力の防止等

- ・ 配偶者等からの暴力を受けた被害者に対し、適切な相談対応、助言、自立支援ができるよう、研修会等の実施により、相談員の能力、資質向上に努めるほか、子どもの面前における配偶者等への暴力は、児童虐待の心理的虐待に当たることから、児童相談所等との連携協力を推進します。

また、犯罪加害者には被虐待歴を有する者があることから、被害児童に対する心のケア等の充実に努めます。

<配偶者暴力防止対策推進事業費>

<児童相談所管理運営費>

<児童養育支援ネットワーク事業>

(子ども子育て支援室)

- ・ 相談を促す広報・啓発等により、身近な相談先である市町村相談窓口を周知し、被害者が相談しやすい環境の充実にに向けた取組を推進します。

また、個々のケースに対して関係機関が情報共有を図り、支援体制の構築に努めます。

<配偶者暴力防止対策推進事業費> (子ども子育て支援室)

③ 性犯罪者に対する指導等

- ・ 子ども対象・暴力的性犯罪を犯して刑務所に収容された者に対し、再び同種犯罪を犯させないことを目的に、再犯防止措置対象者として一定期間、継続的な所在確認等を行います。

(岩手県警察本部)

国・更生保護関係団体の取組

※掲載内容については、別途調整予定。

5 国及び市町村、民間団体等との連携による支援

(1) 国及び市町村、民間団体等との連携

【現状と課題】

再犯の防止等に関する施策の実施は、多くの民間ボランティアの協力による支えられており、特に、地域における再犯防止の推進については、民間協力者の活動に大きく支えられています。

例えば、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、ＢＢＳ会等の更生保護ボランティアや、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所作りを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアが再犯防止に携わっています。

こうした民間協力者や更生保護法人等の民間団体は、再犯防止を推進する上で欠かせない存在となっています。

しかしながら、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携が十分でないことなどの課題があります。

【国関係機関・団体の具体的施策】

- ・ 更生保護サポートセンターの設置等により、保護司の保護観察対象者との面接場所や保護司組織の活動拠点を確保するとともに、更生保護ボランティアと地域の関係機関等との連携を促進します。

(盛岡保護観察所)

【県の具体的施策】

- ・ 岩手県再犯防止推進計画に基づき、庁内各部局、関係機関・団体等と連携して各施策の推進を図ります。(地域福祉課)
- ・ 少年警察ボランティアとの情報交換・情報共有を積極的に行い、非行少年の抱える問題の把握と支援につなげます。
＜防犯・少年非行防止事業＞(岩手県警察本部)
- ・ 更生保護団体が必要な能力向上や普及啓発活動に要する経費を財政的に支援することにより、再犯防止活動等の推進を図ります。
＜人権啓発推進費(更生保護研究事業推進費補助)＞(地域福祉課)
- ・ 県内各市町村を対象とした会議等を活用し、保護司の活動について周知を図るとともに、定数確保に向けた積極的な働きかけを行います。(地域福祉課)

- ・ 学校・ハローワーク・企業等と連携しながら、就業支援員等による学校や企業訪問・相談を通じて、高校生の就職を支援するとともに、就職後も定着できるよう支援します。
〈就業支援推進事業費〉（定住推進・雇用労働室）（再掲）
 - ・ 岩手労働局、県、盛岡市で県内経済7団体に対して要請活動を行っており、その中の項目の一つとして、「多様な人材の雇用の場の確保」を要請することにより支援します。
（定住推進・雇用労働室）（再掲）
 - ・ 居住支援協議会の活動を通じて保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。（建築住宅課）（再掲）
 - ・ 国が実施する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と呼応した「青少年の非行・被害防止県民運動」により、「青少年は地域から育む」との観点で、家庭や学校、職場、地域住民等による青少年の健全育成のための諸活動を有機的に連携させ、これらを集中的に実施することにより、青少年の非行・被害防止の徹底を図ります。
（若者女性協働推進室）（再掲）
 - ・ 「青少年を非行・被害から守る県民大会」の開催により、県内各地で青少年育成に取り組む関係機関・関係者が一堂に会し、取組への決意を新たにするとともに、青少年への理解を更に深め、非行・被害防止活動を推進します。
（若者女性協働推進室）（再掲）
- ※ “社会を明るくする運動”岩手県推進委員会（事務局：盛岡保護観察所）が共催して開催しているもの。

国・更生保護関係団体の取組

※掲載内容については、別途調整予定。

(2) 広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

再犯や非行を防止するため、社会環境の改善や規範意識の向上を目的として、県内ではさまざまな犯罪予防活動や啓発活動が実施されています。

一方で、犯罪をした者等の社会復帰のためには、自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

国においては、保護観察所が中心となり、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人や非行をした少年の更生を支え、人々が支え合って生きていく明るい地域づくりを目的として実施されている“社会を明るくする運動”を推進するとともに、7月を再犯防止啓発月間に定め、再犯の防止等に関する広報・啓発活動や法教育などを実施しています。

また、矯正施設においては、刑事施設を中心に、矯正展を始めとして、刑務所作業製品の展示・即売会、募集参観等を通じて、再犯の防止に関する広報啓発活動を積極的に実施しています。

県では、人権啓発活動の一環として、知事が「“社会を明るくする運動” 岩手県実施委員会」委員長に就任するとともに、県の広報媒体による広報を行うなどし、支援しています。

2018年に実施された“社会を明るくする運動”の本県における行事参加人数は19,526人で、増加傾向ですが、再犯の防止等に関する施策は、県民にとって必ずしも身近ではないことから、こうした運動やその他の犯罪予防活動をさらに推進する必要があります。

【国関係機関・団体の具体的施策】

- ・ 保護観察官等による出前講座や“社会を明るくする運動”の実施等を通じて、犯罪予防や更生保護に関する理解の促進を図ります。

また、更生保護に功績のあった保護司など民間協力者に対する表彰等を実施します。
(盛岡保護観察所)

- ・ 非行・犯罪の防止に関心のある方々を支援する関係機関からの依頼を受けて、非行・犯罪歴のある者等の特性や行動傾向についての理解や非行・犯罪の防止に向けた対応等に関する研修や講義を行います。

また、児童や生徒に向けた、非行防止講座（出前授業）なども行います。
(盛岡少年鑑別支所・法務少年支援センターいわて)

【県の具体的施策】

- ・ 少年の非行防止や更生保護思想の普及のため実施されている“社会を明るくする運動”に参画し、その活動を支援します。

(地域福祉課)

- ・ 更生保護関係団体等が再犯防止への理解と普及啓発を目的として開催する各種大会や研修会等の活動に協力し、更生保護活動の推進を図ります。
 <人権啓発推進費（更生保護研究事業推進費補助）>（地域福祉課）
- ・ 更生保護活動を通じて犯罪をした者の更生等に貢献した保護司に対し、その功績により知事感謝状の贈呈を行います。
 （地域福祉課）
- ・ 春の地域安全運動等の季節運動を通じて、防犯ボランティア団体との連携を強化します。
 （岩手県警察本部）
- ・ 子ども110番の家・車の実施者の研修会を開催し、随時情報を提供すること等を通じて活動を支援します。
 （岩手県警察本部）
- ・ 安全安心まちづくり県民大会を開催し、防犯ボランティア団体等を顕彰します。
 （県民くらしの安全課・岩手県警察本部）

国・更生保護関係団体の取組

※掲載内容については、別途調整予定。

第4章 推進体制

1 関係機関・団体等との連携・協力

本計画の推進にあたっては、国、市町村、民間団体等と連携・協力しながら再犯の防止等に関する施策を推進します。

2 庁内の実施体制

知事部局、教育委員会、警察本部等、各関係部局と情報共有を図りながら、連携して施策に取り組み、計画の推進を図ります。

3 取組状況の確認と社会情勢の変化への対応

本計画に記載した各施策については、定期的に確認を行うとともに、今後も再犯防止を取り巻く様々な社会情勢の変化や新たな国の政策の展開等が見込まれることから、随時情報収集を行い、関連施策等について、必要に応じて見直しを行います。

第5章 資料

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日法律第104号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力す

ることが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

- 第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

- 第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

- 第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

- 第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭

環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号

に規定する公営住宅をいう。)への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援

を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二條 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三條 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四條 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。

二 本法における指導及び支援は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、対象者の意思に反して行ってはならないものであることに鑑み、その旨並びに指導及び支援を受けるように説得する場合には執拗に行ってはならないことを周知徹底させること。

右決議する

再犯防止推進計画〔概要〕（出典：平成元年度再犯防止推進白書）

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合

48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、
国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

用語説明 ※最終案の時点で文中の語句を精査、調整。

[あ行]

[か行]

[さ行]

[た行]

[な行]

[は行]

[ま行]

[や行]

岩手県再犯防止推進計画
(2021年度～2025年度)

令和 年 月発行

〒020-8570

岩手県盛岡市内丸 10-1

岩手県保健福祉部地域福祉課

電話 019-629-5481